

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年8月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500134 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500052 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成5年10月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、平成5年10月から平成6年10月までは、9万8,000円から53万円に、平成6年11月から平成8年9月までは、9万8,000円から59万円とする。

平成5年10月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

また、請求期間のうち、請求者のA社における平成8年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月の標準報酬月額については、9万8,000円から56万円とする。

平成8年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年10月1日から平成8年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での請求期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成5年10月1日から平成8年10月1日までの期間について、A社に係るオンライン記録において、請求者の平成5年10月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から平成6年10月までは53万円、平成6年11月から平成7年12月までは59万円と記録されていたところ、平成8年1月23日付けで、平成7年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、さらに、平成8年1月29日付けで、平成5年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、平成8年10月1日まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び当時事業所に勤務していた複数の同僚については、オンラ

イン記録によると、平成8年1月23日付け及び同年1月29日付けで、請求者と同様に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている。

しかしながら、請求者が所持している給与明細書によると、平成5年10月から平成6年10月までは53万円、平成6年11月から平成8年9月までは59万円の標準報酬月額に見合う給与が支給され、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、年金事務所が保管する滞納処分票及び不納欠損決議書により、平成8年1月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年1月23日付け及び同年1月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成5年10月1日及び平成7年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該訂正処理の結果として記録されている当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、平成5年10月から平成6年10月までは53万円、平成6年11月から平成8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、請求期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者の所持する平成8年11月分の給与明細書により、請求者は、平成8年10月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、平成8年10月に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は、当該報酬月額に基づく標準報酬月額と事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成8年10月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500113 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500056 号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成10年6月30日から平成10年7月1日に訂正し、平成10年6月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

平成10年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成10年7月1日にA社B支店からA社C支店に転勤となった。しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。給与明細書を所持しており、給与から厚生年金保険料が控除されているので、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録、A社B支店から提出された人事記録及び同社B支店の回答から判断すると、請求者が、A社B支店に継続して勤務し（平成10年7月1日にA社B支店からA社C支店に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の所持していた給与明細書及びA社B支店に係るオンライン記録における平成10年5月の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成10年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を、平成10年6月30日から平成10年7月1日に訂正する届出を平成15年9月頃に社会保険事務所（当時）に対し行ったと回答していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500117 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500053 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 48 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 12 年 3 月 1 日から平成 13 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、平成 13 年 6 月 1 日に A 社の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることになっているが、請求期間においても、A 社の派遣社員として B 社で勤務していた。

請求期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が A 社の派遣社員として勤務していたとする B 社の複数の同僚の回答及び請求者の普通預金取引明細証明書から、請求者が請求期間において、A 社の派遣社員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者と同日の平成 13 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得した同僚のうち、雇用形態が請求者と同じ派遣社員であると回答した複数の同僚は、厚生年金保険の資格を取得する前から A 社に勤務していたと回答していることから、同社において、平成 13 年 6 月 1 日より前に、厚生年金保険に加入していない派遣社員が多数存在していたものと考えられる。

また、A 社が平成 14 年の年末に派遣社員に配布した資料には、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入するとの記述がある上、雇用保険の記録を確認した複数の同僚の当該取得年月日が、請求者と同様、厚生年金保険の資格取得年月日と全て一致することから、同社は、請求期間においても、厚生年金保険と雇用保険を同時に加入する取扱いを行っていたものと推認される。

さらに、上記の複数の同僚は、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答している上、上記資料には、厚生年金保険に加入するまでは厚生年金保険料の控除は行わないとの記述があり、同僚から提出された給与明細書においても、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500105 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500054 号

第1 結論

請求期間について、請求者の A 事務所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 2 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 28 年 3 月 1 日から昭和 32 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 1 月 1 日から昭和 32 年 10 月 1 日まで、B 事業所に勤務し、調査分析の仕事をしていた。しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 28 年 1 月 1 日から昭和 32 年 10 月 1 日まで A 事務所の B 事業所において上司及び同僚 2 名と共に継続して勤務したと主張している。

しかし、A 事務所の記録を管理する C 事務所は、請求者の請求期間の在籍について、「確認できる資料が無い。」と回答している。

また、共に行動したとする上司は既に死亡しており、同僚 2 名は、オンライン記録により氏名検索を行ったが該当する者が見当たらず、所在不明であることから、証言が得られない上、上司の親族からも、請求者の B 事業所における請求期間の勤務実態及び保険料控除について証言は得られなかった。

さらに、請求者の記憶している同僚 2 名について、A 事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500140 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500055 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 29 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 2 月 15 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格取得年月日は、平成 8 年 2 月 15 日となっている。しかし、私が同社に入社したのは平成 7 年 4 月 1 日であるので、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に、平成 7 年 4 月 1 日から継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における資格取得日は、平成 8 年 2 月 15 日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致していることが確認できる。

また、A社は、平成 17 年 3 月 31 日に全喪失し、同社の代表取締役も死亡していることから、同社で請求期間前後に厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したものの、請求者の同社における請求期間の勤務実態は確認できなかった。

さらに、請求者から平成 7 年のものであるとして提出のあったA社が発行した「平成 7 年分給与所得の源泉徴収票」については、当該源泉徴収票に退職日（平成 8 年 9 月 20 日）が記載されている上、記載されている社会保険料等の金額が、請求者の同社での厚生年金保険被保険者期間である平成 8 年 2 月から同年 8 月までの厚生年金保険料及び健康保険料の合計額に当該期間の雇用保険料を加えた額とほぼ一致していることから、平成 7 年分の用紙に平成 8 年分を記載したものであると推認される。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500111号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（脱）第1500003号

第1 結論

昭和28年9月1日から昭和36年7月11日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 男（夫）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年9月1日から昭和36年7月11日まで

妻の厚生年金保険を確認したところ、A社及びB社に勤務した期間が脱退手当金を受給していたことになっていた。妻は、脱退手当金をもらった記憶は無いし、自分で手続をしていないと言っていた。妻が、B社を退職したのは、出産前の昭和36年3月30日であって、資格喪失日を昭和36年7月11日として支払われたこととなっている脱退手当金の記録は間違っている。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約2か月後の昭和36年9月8日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年7月11日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した女性で脱退手当金の受給要件を満たしていた30名の脱退手当金支給記録を確認したところ、15名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち9名が6か月以内に支給決定されており、連絡ができた3名のうち1名は、「当時、夫が同社の社会保険担当者であり、退職者に脱退手当金の説明をしていたと思う。」と陳述し、他の2名は、「退職時に会社から口頭で脱退手当金の説明があった。手続は会社が行った。」と回答していることを踏まえると、訂正請求記録の対象者についても事業主による代理請求がうかがえる。

一方、請求者は、「妻が、B社を退職したのは、出産前の昭和36年3月30日であって、資格喪失日を昭和36年7月11日として支払われたこととなっている脱退手当金の記録は間違っている。」と主張している。

しかしながら、事業主から提出された社会保険名簿一覧表の備考欄に「36.7.10」の記載が

あり、当該日付は、B社の訂正請求記録の対象者に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失年月日欄に記載された日付及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日の日付の前日であり、当該事業所における退職年月日が記載されたことがうかがえる上、同ページの備考欄に日付の記載がある同僚は、「オンライン記録の喪失年月日は自身の退職年月日と符合している。」と陳述している。

また、請求者が、「妻が脱退手当金を受給した記憶が無いと言っていた。」と陳述しているほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。